

法人正会員各位

一般社団法人繊維評価技術協議会
製品認証部

定期的サーベイランス方法の変更について

当協議会は、抗菌防臭加工繊維製品を対象にしてISO/IECガイド65の製品認証機関として認定を受けるに当たり、平成18年4月から抗菌防臭加工マークの定期的サーベイランス(1回/年)を正式に開始しました。

この定期的サーベイランスがマークの信頼性確保のために重要であると考え、平成23年12月から制菌加工マーク、平成24年12月から消臭加工マークに拡大しましたが、さらに他のマークにも広げていく必要があると考えています。

一方で、定期的サーベイランスの拡大により、機能性評価試験に係る費用の増加が懸念されています。

そのため、マークの信頼性を損なわない範囲で試験項目を最小限に抑えるよう検討し、平成25年6月の定期的サーベイランスより、各マークの機能性評価試験項目を下表の通り変更します。

【定期的サーベイランス対象マーク毎の機能性評価項目】

	試験対象菌種 又は試験対象臭気成分	試験試料	JNLA マーク付 証明書
抗菌防臭	黄色ブドウ球菌	洗濯後	○
制菌加工(橙)	西暦奇数年度 黄色ブドウ球菌 西暦偶数年度 肺炎桿菌	洗濯後	△
制菌加工(赤)	西暦奇数年度 MRSA 西暦偶数年度 肺炎桿菌	洗濯後	△
消臭加工(アンモニア)	アンモニア	洗濯後	×
消臭加工(汗臭)	西暦奇数年度 アンモニア 西暦偶数年度 酢酸	洗濯後	×
消臭加工(加齢臭)	西暦奇数年度 アンモニア 西暦偶数年度 ノネナール	洗濯後	×
消臭加工(排せつ臭)	西暦奇数年度 アンモニア 西暦偶数年度 硫化水素	洗濯後	×

[注記]

- マルチ申請を活用してサーベイランスの報告を行う場合は、その旨申告を行う。
- マルチ申請の認証番号を保有(抗菌防臭、制菌一般、制菌特定)している場合は、最も洗濯回数が多い同菌種の抗菌性試験データを転用することができるが、その場合は、あらかじめ抗菌性試験時に静菌活性値と殺菌活性値の両方を求めておく必要がある。
- JNLAマーク付証明書
 - 必須
 - △ 単独の菌種で試験を行う場合は当面不要(JIS1902の改正動向により変更有)
 - × 不要(ただし、指定検査機関の証明書必須)

以上